

大植町1歳6か月児健康診査実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条の規定に基づき、幼児の健康診査(以下、「健康診査」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 幼児期における身体発育及び精神発達段階のなかで、一つの節目となる1歳6か月児において運動、視聴覚機能に障害を有すると疑われる幼児、精神発達等の遅滞が疑われる幼児を早期に発見し早期治療や早期療育につなげるとともに、適切な指導及び措置を行うことにより幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(対象者)

第3 対象者は、1歳6か月以上2歳未満の幼児とする。

(周知方法)

第4 周知方法は、個別通知及び広報への掲載とする。

(健康診査従事者の編成)

第5 健康診査の従事者は、次のとおりとし受診者数等により適切な人員を確保するものとする。

- (1)内科医師
- (2)歯科医師
- (3)保健師
- (4)栄養士
- (5)歯科助手等
- (6)事務

(実施時期)

第6 健康診査の実施時期は、奇数月の実施とし年間6回実施する。

(実施場所)

第7 健康診査の実施場所は、大植町保健センター「すこやかテラス」とする。ただし、やむを得ない理由により実施することが困難であると判断した場合は、協議の上別の場所を実施場所として定めることができる。

(健康診査の内容)

第8 健康診査の内容は、次のとおりとする。

- (1)身体計測(身長、体重、胸囲、頭囲)
- (2)問診(運動機能、言語発達、社会性、生活習慣、食生活等)
- (3)小児救急講話
- (4)内科健診
 - ①身体発育状況
 - ②栄養状態

③脊柱及び胸郭の疾病及び以上の有無

④皮膚の疾病の有無

⑤四肢運動障害の有無

⑥精神発達の状況

⑦言語障害の有無

⑧予防接種の実施状況

⑨その他の疾病および異常の有無

(5) 歯科検診

(6) 保健指導

(7) 栄養指導

(事後措置)

第9 健康診査の結果を保護者に通知するとともに、何らかの異常が疑われる場合には、必要に応じ適切な指導を行うものとする。

(精密健康診査)

第10 健康診査の結果精密健康診査が必要と認められた児に対しては、次のとおりに対応するものとする。

(1) 精密健康診査が必要と認められた内容に応じて町が受診券を発行し専門機関への受診を勧めるものとする。

(2) 精密健康診査実施後は、実施機関が診療報酬点数表に基づき算出した額のうち自己負担相当額を町に対して請求するものとする。

(3) 精密健康診査実施後は、実施機関から町に結果の記載された受診券を提出するものとする。

(4) 継続した支援が必要な幼児に対しては、各機関と連絡をとりながら訪問指導等を行うものとする。

2 精密健康診査は、当該幼児の診断を確定するために必要な最低限度の診療及び検査に限るものとし、治療的な措置や入院が必要と判断された場合は、保護者の自己負担となる。

(期限切れの対象者に対する措置)

第11 2歳を過ぎた未受診の幼児に対しては、家庭訪問等により状況確認を行い必要に応じて適切な指導を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。